

議案第 9 号

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

千葉県が実施する自立支援医療制度との均衡を考慮するなど、精神障害者医療費給付制度の見直しを行うため、君津市精神障害者医療費給付条例（昭和 50 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

君津市精神障害者医療費給付条例（昭和 5 0 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としてしない。

- (1) 本市以外において精神障害者に係る医療費の給付を受けることができる者
- (2) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項の規定による被保護者
- (3) 君津市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和 4 8 年君津市条例第 5 1 号）の規定の適用を受けている者
- (4) 精神障害者及びその者と生計を一にする者として規則で定めるものについての所得割（規則で定めるところにより算定した当該精神障害者に係る医療費の生じた月の属する年度（医療費の生じた月が 4 月から 7 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税の所得割（同法第 3 2 8 条の規定による所得割を除く。）をいう。）の額の合計額が 2 3 5 , 0 0 0 円以上であるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 3 5 条第 1 号に規定する高額治療継続者を除く。）

第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 6 条の見出し中「申請」を「給付の申請」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「対象者」を「第 4 条の規定により受給資格の認定を受けた対象者」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条見出し中「額」を「額等」に改め、同条中「前条に規定する精神障害者」を「前条の規定により受給資格の認定を受けた対象者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 医療費の給付の開始は、前条の規定による申請があった日の属する月の初日からとする。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（受給資格の認定）

第4条 医療費の給付を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 この条例による改正後の君津市精神障害者医療費給付条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による受給資格の認定その他改正後の条例の施行のために必要な準備行為は、施行の日前においても行うことができる。